



1 目的及び経緯

- 河川水質環境基準については、水域の利用目的に対応して、生物化学的酸素要求量（BOD）等と水生生物の保全に関する項目ごとに複数の類型が設けられている。この類型は、水域ごとに都道府県知事が指定（県際水域は国が指定）することとされ、また、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の変化に応じて適宜改定することとされている。
- 大阪府内の河川については、現在、BOD等の項目は69河川81水域が、水生生物の保全に関する項目は60河川65水域が、それぞれ類型指定されているが、平成29年1月の見直しから5年が経過しており、より一層の水質保全を図るため、水域の利用目的や水質汚濁の状況等の事情の変化を踏まえて、見直しを行う。

2 類型指定の基本的な考え方

(1)生活環境の保全等に関する項目（BOD等5項目）

- 1) 検討項目： 河川の代表的な汚濁指標である「BOD」を検討項目とする。
- 2) 各水系で目指すべき類型： 「全水域C類型以上」を目指すこととし、類型指定にあたっては、表1のとおり、各水系の特性を考慮した類型を目指す。

表1 各水系で目指すべき類型

水系		目指すべき類型
淀川水系		B類型以上
神崎川水系	神崎川の支川	B類型以上
	猪名川上流の支川	A類型（全て指定済）
寝屋川水系		C類型以上
大阪市内河川		B類型
大和川水系	石川とその支川	B類型以上
	西除川、東除川	C類型以上
泉州諸河川	樫井川以北の河川	B類型以上（上流部および支川） C類型以上（下流部）
	男里川以南の河川	A類型（全て指定済）

3)各河川水域の類型の検討：

- ① 当該水系の「目指すべき類型」に合致していない水域
近年の水質状況等を考慮しつつ、「目指すべき類型」への改定に向け、上位の類型への改定や達成期間の見直しを検討し、特にD、E類型はできるだけ見直しを検討する。
- ② 当該水系の「目指すべき類型」に合致している水域
近年の水質状況等を考慮しつつ、上位類型に改定することが望ましいと考えられる水域について、上位類型に改定することを検討する。
- ③ 新規指定
流路延長5km、流域面積10km²以上もしくはそれと同等と考えられる河川を基本とし、利用目的や水質の現況、発生源の状況、将来の開発予定などを考慮して検討する。

(2)水生生物の保全に関する3項目に係る類型指定（水生生物3項目）

- 1) 生物A
冷水性の魚種や府域で絶滅が危惧される魚種が生息している可能性のある水域については、以下の条件を総合的に考慮し、「生物A」に指定する。
 - ① 上流域が山間部であるなど、自然が豊かな流域を持つこと。
 - ② BODがA類型の環境基準に十分に適合していること。
 - ③ 冷水性の魚種やカジカ、アジメドジョウなど希少種の生息する可能性があると考えられること。
 - ④ 冷水性の魚種についての漁業権が設定されていること。
- 2) 生物B
1)以外の水域で、BOD等5項目に係る指定類型がC類型以上となる水域を「生物B」に指定する。

3 類型指定改定（案）

「2 類型指定の基本的な考え方」に基づき、利用目的や水質、発生源の状況、将来の開発予定、水生生物の生息状況などを考慮して検討した結果、表2のとおり類型指定を改定することが適当である。

表2 河川水質環境基準に係る類型指定改定（案）

(1)上位類型への改定（BOD等5項目：16河川水域を上位に改定、水生生物3項目：8河川水域を新規指定）

水系	河川水域名	範囲	類型改定（案）	
			BOD等5項目	水生生物3項目
淀川水系	榎尾川	全域	Bイ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
寝屋川水系	寝屋川(2)	住道大橋より下流	Dロ → Cロ	生物Bロ（新規）
	古川	全域	Dロ → Cロ	生物Bハ（新規）
	平野川分水路	全域	Dイ → Cイ	生物Bハ（新規）
	平野川	全域	Dイ → Cイ	生物Bハ（新規）
大阪市内河川	土佐堀川	全域	Cイ → Bイ	(生物Bイ（改定なし）)
大和川水系	石川	全域	Bイ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
	西除川(2)	狭山池流出端より下流	Dロ → Cイ	生物Bハ（新規）
泉州諸河川	石津川	全域	Dイ → Bイ	生物Bロ（新規）
	和田川	全域	Cロ → Bイ	(生物Bイ（改定なし）)
	牛滝川	全域	Bロ → Aイ	(生物Bイ（改定なし）)
	春木川	全域	Dイ → Cイ	生物Bロ（新規）
	津田川	全域	Eイ → Dイ	-
	見出川	全域	Eイ → Dロ	-
	佐野川	全域	Eイ → Dイ	-
	樫井川下流	兔田橋より下流	Eイ → Cイ	生物Bロ（新規）

(2)類型範囲の変更（神崎川水系・安威川の類型範囲及び達成期間を変更）

河川水域名	類型範囲		BOD等5項目	水生生物項目	環境基準点
	現行	変更案			
安威川上流	茨本市取水口より上流	安威川ダム流出端より上流	Aイ（改定なし）	生物Aイ（改定なし）	車作大橋（新設）
安威川下流(1)	茨本市取水口から大正川合流点まで	安威川ダム流出端から茨木川合流点まで	Aイ（改定なし）	(取水口より上流は改定せず、下流は生物Bイ → 生物Aイに改定)	桑ノ原橋
安威川下流(2)	茨木川合流点から大正川合流点まで	茨木川合流点から大正川合流点まで	Aイ（改定なし）	生物Bイ（改定なし）	宮島橋（準基準点「千歳橋」は廃止）
安威川下流(3)	大正川合流点より下流	大正川合流点より下流	Bロ → Bイ	生物Bイ（改定なし）	新京阪橋

(3)達成期間の変更（類型を改定しない8河川水域の達成期間を変更）

水系	河川水域名	範囲	BOD等5項目	水生生物3項目
淀川水系	船橋川	全域	Bハ → Bイ	
	穂谷川	全域	Bハ → Bイ	
	天野川	奈良県界より下流	Bハ → Bイ	
神崎川水系	勝尾寺川	全域	Aロ → Aイ	
寝屋川水系	恩智川	全域	Cロ → Cイ	生物Bロ → 生物Bイ
大和川水系	飛鳥川	全域	Cロ → Cイ	
	東除川	全域	Cロ → Cイ	
	西除川(1)	狭山池流出端より上流	Bロ → Bイ	

今回の類型指定改定により、類型別の河川水域数は表3のとおりとなる。

表3 類型別の指定水域数

(1) BOD等5項目			(2) 水生生物3項目		
類型	現行	指定・改定案	類型	現行	指定・改定案
A A	3	3	生物A	9	10
A	26	30	生物B	56	64
B	29	29	全類型	65	74
C	8	13			
D	11	7			
E	4	0			
全類型	81	82			

※生物特A、生物特Bの指定水域なし